主 文

原略式命令を破棄する。

被告人を罰金5万円に処する。

上記罰金を完納することができないときは,金5000 円を1日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

理 由

本件記録によると,龍野簡易裁判所は,平成9年7月24日,「被告人は,酒気を帯び,呼気1リットルにつき0.25ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で,かつ,運転免許証を携帯しないで,平成9年6月15日午前1時20分ころ,兵庫県龍野市ab番地のc付近道路において,普通貨物自動車(軽四)を運転した」との事実を認定した上,道路交通法(平成13年法律第51号による改正前のもの。以下「法」という。)119条1項7号の2,65条1項,平成14年政令第24号による改正前の道路交通法施行令44条の3,法121条1項10号,95条1項,刑法54条1項前段,10条,18条,刑訴法348条を適用して,「被告人を罰金5万1000円に処する。これを完納することができないときは金5000円を1日に換算した期間労役場に留置する。ただし,端数を生じたときはこれを1日とする。上記罰金に相当する金額を仮に納付することを命ずる。」旨の略式命令を発し,この略式命令は平成9年8月8日確定したことが認められる。

しかしながら、法119条1項7号の2の罪の法定刑は「3月以下の懲役又は5万円以下の罰金」であり、法121条1項10号の罪のそれは「2万円以下の罰金又は科料」であるところ、原略式命令が被告人の所為は1個の行為が数個の罪名に触れる場合に当たるものとして刑法54条1項前段を適用したのは正当であるから、本件については、重い法119条1項7号の2の罪の刑で処断すべきであり、罰金刑を選択した場合には、その処断刑の多額は5万円となる。したがって、これを

超過して被告人を罰金5万1000円に処した原略式命令は,法令に違反し,かつ,被告人のため不利益である。

よって,刑訴法458条1号により,原略式命令を破棄し,被告事件について更に判決することとする。

原略式命令の確定した事実に法令を適用すると、被告人の所為のうち、酒気帯び運転の点は法119条1項7号の2、65条1項、平成14年政令第24号による改正前の道路交通法施行令44条の3に、運転免許証不携帯の点は法121条1項10号、95条1項にそれぞれ該当するところ、上記は1個の行為が数個の罪名に触れる場合であるから、刑法54条1項前段、10条により、重い法119条1項7号の2の罪の刑で処断することとし、所定刑中罰金刑を選択し、その金額の範囲内で被告人を罰金5万円に処し、換刑処分につき刑法18条を適用して、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官浅野義正 公判出席

(裁判長裁判官 藤井正雄 裁判官 井嶋一友 裁判官 町田 顯 裁判官 深澤 武久 裁判官 横尾和子)